

Table with columns: 番号, 二回試験実施年度, 採用年度, 修習期, 前年の司法試験合格者数, 修習生採用人数, ①応募者, ②合格留保者, ③不合格者, ④落第者(②+③), 落第率(④/①), 修習終了者数, 裁判官, 裁判官割合, 検事, 検事割合, 判検事以外的人数, 弁護士(一括登録), 一括登録率, 修習期. It contains detailed data for each year from 2019 to 2024, including re-examination results for 2024.

\* 0 57期以降の修習生採用人数については、採用時点の人数を記載した最高裁の開示資料に基づいて記載しており、裁判所データベースの数字とは必ずしも一致しない。
\* 1 落第者数は、合格留保者数と不合格者数の合計である。
\* 2 不合格者数には合格留保後の追試で不合格となった者を含めていないもの、合格留保者数と官報掲載の追試合格者数を比べる限り、50期で1人、52期で1人、53期で1人、54期で4人、55期で1人、56期で1人、57期で2人、58期で1人、59期で6人、追試不合格者が出ていないようである。
\* 3 3期から8期までの応募者数及び不合格者数については、司法研修所報(司法研修所が当時、年に2回程度発行していたもの)記載の数字に基づいている。
\* 4 9期から52期までの応募者数、合格留保者数及び不合格者数については、研修時報(司法研修所が昭和32年4月以降、年に1回以上発行しているもの)記載の数字に基づいている。ただし、31期以降の応募者数は、①研修時報に掲載されていないこと、及び②官報掲載の追試合格者数=合格留保者数の関係が成り立っていること(50期以降は別)から、合格者数+追試合格者数である。
\* 5 27期までは、修習終了者数=応募者数-不合格者数-琉球政府委託生(20期4人、21期4人、22期4人、23期7人、24期1人)+追試合格者数という関係が成り立っていた。ただし、20期、22期、23期、25期、26期及び29期については、上記の計算式では説明できない誤差が各期について1人、存在する。
\* 6 28期から59期までは、修習終了者数=応募者数-落第者数+追試合格者数という関係が成り立っていた。
\* 7 27期までは、病気・出産等の理由で二回試験を受けられなかった修習生だけが追試を受けることができた。これに対して28期から59期までは、合格留保者も追試(再試験と異なり、不合格となった科目だけを受験すれば足りる。)を受けることができるようになった。
\* 8 59期までの、裁判官(簡裁判事を含む。)及び検事数は、司法修習生便覧及び裁判所データベースの数字、並びに官報公告に基づいている。
\* 9 平成27年1月時点において二回試験に3回落ちた人は、59期で1人、現行60期で1人、新60期で1人、新61期で2人、新62期で4人いる。